



2018.5.10 No.26

発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808
札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
TEL 011-594-8454
FAX 011-594-8455
URL <http://tomari816.com>
E-mail info@tomari816.com
郵便振替口座 02790-1-100850

第24回 法廷だより

2018年3月20日、第24回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

曇天の下 傍聴席は満員

2018年3月20日午後2時00分より札幌地裁で、第24回口頭弁論期日が開かれました。傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、まず原告の意見陳述を行い、その後弁護団から平成29年12月8日の第531回適合性審査会及び平成30年2月2日の第544回適合性審査会における、敷地内断層に関する議論状況に関する準備書面(28)、火山に関する原告のこれまでの主張に反論する被告準備書面(13)に対し、これに再反論する準備書面(29)を提出しました。

原告意見陳述

原告の意見陳述は、井上敦子さんが行いました。数年来原発事故を想定して道や関連地方自治体が行っている北海道原子力防災訓練の参観に参加した経験、及び自

ら泊原発の事故に備えた住民の避難計画について調べた内容をもとに、原発事故が発生した際住民が安全に逃げることは到底できず、そのリスクを一電力会社の利益のために道民全体で負うことは疑問であるとして、泊原発の廃炉を訴えました。(意見陳述の内容は2ページ)

弁護団の主張内容

準備書面(28)は、審査委員会において、「1・2号炉は、主要施設の直下にF4断層が分布するので、活動性が否定できなければ立地不適となる。」「3号炉は、直下には断層はないが、当然敷地内に震源として考慮する活断層が分布することになる。」、断層の活動性の否定のための調査については大きな制約が存在する等の指摘が審議官からなされたこと、及び指摘内容について被告も共通認識を有していることを主張しました。そして、断層の活動性が否定で



きなければ従来の基準地震動の検討ひいては設計の全てが白紙となり、人格権侵害の具体的危険を生じさせていると主張しました。

準備書面(29)は、被告の準備書面(13)に対する反論の書面です。まず火山ガイド自体が規制として不十分であるとの原告の主張に対して一切反論をしていないことを指摘しました。また、11万年前の洞爺カルデラ噴火の火砕流が泊原発

には到達していなかったとの原告への反論に対し、共和町幌似において最大22mの火砕流堆積物が見つかっていること等から泊原発まで到達しなかったとは考えられないとの反論を既に行っており、この点についての反論は一切なされていない旨主張しました。降下火砕物については、被告が特段の裏付なく設備に問題がないことを主張しているのみであることを指摘しました。全体として火山に関する被告の反論が反論として成り立っていないことを指摘しました。

今後の予定等

次回期日は、6月19日(火)午後2時00分からです。(なお、次々回は10月9日(火)午後2時00分と予定されています。)

次回もたくさんの方に傍聴にお願いいたします、ともに廃炉への意志を表明していきましよう。

(文責・佐々木泰平)

原告意見陳述要旨

2018年3月20日

原告 井上 敦子

(いのうえ あつこ)



原告の井上敦子と申します。札幌市内で大学の非常勤講師をしております。

ここ数年、北海道電力泊原発での事故を想定し、道や関連地方自治体等が行う、北海道原子力防災訓練の参観に何度か参加してきました。また自分でも、泊原発の事故に備えた住民避難計画が、どのようなになっているのか、関心をもつて調べ、泊原発のある後志に通ううちに、福島と同様の事故が起きた場合、住民が安全に逃げることも、とつていえないと思うようになってきました。

たとえば、人口1万3000人の岩内町です。

岩内町では、海辺に立てば、ちょうど対岸にあたる泊村の3基の原発が、それぞれ腕を伸ばせば届くように、よく見えます。

けれど、泊原発で全電源喪失というような危機的な状況になっても、この岩内町では避難指示が出されません。原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針によつて、原子炉が危機的な状況になったときに避難指示が出るのは、PAZと呼ばれる5キロ圏内とされているからです。岩内町はぎりぎり5キロ圏外30キロ以内のUPZに入ります。

避難指示が出ないのは、原子炉が炉心損傷に至り、放射性物質が放出されるようになっても同じです。ご存じのとおり、実測値が毎時20マイクロシーベルトを超えない限り、そしてそれが一日程度続かない限り、避難指示(指針では二時移転)という言葉を使います)は出ないからです。

20マイクロシーベルトというのは、全村が避難せざるをえなかった飯館村の、事故後まもなくの放射線量だということです。現在国が、福島県において帰還の基準としている年20ミリシーベルトの毎時換算値3・8マイクロシーベルトの5倍以上。一般人の年間追加被ばく線量年1ミリシーベルトの毎時換算値0・23マイクロシーベルトの87倍の線量です。

目の前に見える原発で異常事態が起きている。5キロ圏内の人たちは避難して行った。その中で、安定ヨウ素剤の配布を受けることもなく、放射能測定値があがっていくのを、岩内の人たちは見守らなければならない。安定ヨウ素剤は、避難指示が出たときに、集合

場所配布することになっているので、この時点では手に入らないのです。

PAZに含まれている泊村と共和町について考えてみると、実際には5キロ圏内に住んでいるのは3000人弱で、併せて5000人以上が5キロ圏外に住んでいます。同じ村、同じ町に住んでいて、親戚であり知り合いでありながら、その時、出ていく人と残る人に分かれる、そういう計画になっています。5キロ圏内から出ていく人たちは、ふたたび故郷に戻ってこられるだろうか、身を切られるような思いでバスに乗るのでしよう。残る人は不安の中で時間を過ごすことになります。

北海道電力泊原発のUPZ圏内には約7万5000人が住んでいます。

この7万5000人には避難指示が出ずに、どのような指示が出るかという、屋内退避の指示がです。屋内退避に際しては、すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。すべての空調設備、ファンヒーター等を止め、外気の流入を防止すること。できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまること、などが指示されることになっています。締め切った空調もヒーターも切ります。真夏でも、冬でも。そこには赤ちゃんもいるし、子供もいる、高齢者も病人もいるのですが…

そして屋内退避をしていた間に

放射線量が毎時20マイクロシーベルトに達したら、汚染された環境の中を、避難するのです。そのとき安定ヨウ素剤が配布されますが、集合場所の一つである岩内高校では、2169名に対しての配布に計算上では4日間かかる、岩内町長が昨年町議会で答弁しています。

IAEAの基準に基づいて線引きされた5キロという数字ですが、東京電力福島第一原発事故では、事故翌日の夕方には20キロ圏に避難指示が出され、4月22日には20キロ圏内への一般人の立ち入りが禁止されています。5キロという数字に科学的・合理的意味があるとは思えません。

そしてさらに30キロ圏を超える、北海道電力泊原発での事故に対する、住民の避難計画自体が存在しません。安定ヨウ素剤の備蓄もありません。UPZでの避難の基準である毎時20マイクロシーベルトの根拠となった飯館村は、原発からおおよそ40キロの距離にあるにもかかわらず。

「北海道地域防災計画原子力防災計画編」を読むと、非常に緻密な印象を受けます。原子力防災訓練を参観すると、道や各自自治体の職員の方々も、尋ねたことに丁寧に答えてくださいます。しかし、実際に避難する場面を考えると、矛盾が大きいのです。

また、北海道原子力防災訓練では、津波被害や暴風雪の中、炉心

損傷に至ったという設定にもかかわらず、その日の午後3時ごろには無事収束するというようなシナリオになっています。

結局、原子力防災訓練を行つても、北海道電力泊原発で苛酷事故が起きれば、住民の多くは被ばくを避けることができないのです。しかも海底活断層や敷地内の断層に関する北海道電力の主張や、地盤液状化の可能性を指摘された防潮堤について考えると、北海道電力が自ら真摯に安全対策に取り組んできたとは言いがたいのではないのでしょうか。

北海道電力泊原発が事故を起こしたとき、予想され、心配されることは数え切れなくあります。例えば上空に放射能の雲ーブルームがあり、雪が降ったら、放射性物質となった雪の中を、人々は逃げることになるのだろうか。子供たちは雪道で遊ぶどころか歩くこともできなくなるのだろうか。そして雪解けのころ、排水溝は、川は、水源地はどうなるのだろうか。

本当に、泊原発で苛酷事故が起きたら、私たちの健康、私たちの生活、北海道の産業は、どうなるのだろうか。

そして思います。なぜそのようなリスクを、一電力会社の当面の利益のために、私たち道民全てが負わなければならないのだろうか。

どうかこのことを心に受け止め、泊原発を廃炉にする判決を下していただきたいと願っております。

大間原発判決について

泊原発の廃炉をめざす会

弁護団長 市川 守弘

既に竹田さんが判決内容についてのご報告をしています。大間判決の骨子は、①原発は建設中で核燃料棒もされておらず具体的危険性がない、②裁判所は高度な科学的専門的判断をすべきではない、③ただし規制委の規制基準の合理性が必要なものの、その限度で司法の判断は可能である、として規制基準には不合理性は認められない、との内容でした。全国

の原発訴訟では、②の点からほとんど審理が停止している裁判もあります。浜岡原発の東京高裁は1年に1回の弁論が行われているだけで審理はストップしています。ではこのような大間判決が泊原発訴訟や他の訴訟に及ぼす影響、大間判決を打ち破る方法は何か、について私なりの考えをまとめてみたいと思います（全国の弁護団会議でもまだ集約できていないため）。

1 具体的危険性の内容として避難問題が抜けている

大間判決では、避難問題については、現在作成中だからという理由から避難計画が無くて具体的危険性はない、としています。これは泊原発など全国の他の原発には当てはまりません。規制庁の原発設置変更許可が出てしまえばいつでも原発を稼働させることができるので、事前に避難計画がなければならぬからで

す。ここでは、30キロの内外の市町村における住民の避難可能性（放射能に晒されずに）を具体的に立証していくことが求められます。廃炉の会が参加している泊原発を再稼働させない北海道連絡会（連絡会）では北海道知事高橋はるみに対して執拗に避難について質問しましたが、北海道総務部危機対策局原子力安全対策課から何らの具体的方策がないことが示されました。このような道の回答も大きな証拠となります。

2 規制基準だけが裁判所の審査対象ではない

裁判所の今までの判決や決定から裁判所は、規制基準の合理性、規制委判断の合理性について審理できるとしています。が、此処で抜けているのは、避難計画の実行可能性です。これは上記したように、各地域における住民の避難がどれだけ実効性があるのか、の具体的検証の有無に掛かっています。連絡会では、北海道が地震によって災害を受ける道路、鉄道や崩壊する建物数などの災害

3 法的な問題点として

大間判決はいくつかの大きな法的問題点を露呈しました。

一つは、原発訴訟では裁判所は規制委の判断の前に判断してはならない、としました。規制委の適合性判断が出ると、これを前提に「設置変更許可処分」がなされます。ところで、行政事件訴訟法はこのような行政決定が違法な場合には、決定前にその行政処分の差止めを求めることができる、とされています。つまり、法は裁判所が行政の行う許可処分を事前に差し止めることができるとしており、その違法性の判断を規制委の判断前に裁判所が行うことになりません。函館地裁は、自らの判決が行訴法と矛盾することをどこまで理解していたのか、疑問が残ります。

もう一つは、憲法は、すべての訴訟は裁判所が行うとし、戦前の様な裁判所が介入できない行政訴訟を禁止しています。大間判決は、規制委の適合性判断を優先するとし、規制委が審査中に裁判所は口を出せないとするのですから、規制委を行政裁判所と認めたものと同じ結果になります。これは明らかに憲法違反の疑いが濃くなります。

4 泊訴訟では

大間判決は以上のように全国に影響を与えそうな重大な問題を含んでおり、控訴審ではこれらを徹底的に争いつつ、泊訴訟では早期の結審と大間とは異なる判決を勝ち取る必要があります。泊弁護団の多くが大間控訴審に参加します。皆さんの大きなご支援をお願いします。

泊原発廃炉訴訟 第24 回口頭弁論 集会・報告会 参加者アンケートから（抜粋）

回答数 8 人

①裁判のご感想やご意見をお聞かせください。

最初に傍聴した時より、今日はそれにも増して進行協議の為の文書番号の確認のみで終了。どんな内容なのか、タイトルすら私たちには知らされずー。意見陳述は素晴らしかった。すなわち、私たち傍聴人61人は「今日は確かに弁論が行われたようです」という証人の為に集まっただけかと憤りを感じました。

裁判所は片付け仕事のように対処している感じで腹立たしい思いです。

東京から戻り直行したが間に合わず残念

②口頭弁論終了後の報告会のご感想やご意見をお聞かせください。

本当に大間は残念です。高裁は札幌に来るとのこと、協力します！

小野さんの話はとても分かりやすい。科学の分野で勝負がつけば幸いです。

中3の孫が司法に興味があるので連れて来たかった。年上の人ばかりでは、と引かれてしまいました。このように具体的に分かりやすく説明してくださる姿を見せたかった。

立証責任と大間判決の問題点と影響の解説が分かりやすかった。敷地内断層活断層の年代決定の証拠の火山灰と周水河堆積物の解説も明確だった。

③泊原発の廃炉をめざす会へのご感想やご意見をお聞かせください。

大間の判決には怒りを覚える。できることは協力します。

時間は原告の利になるかと思います。

大間原発訴訟に、不当判決

大間原発訴訟の会代表 竹田 とし子



持続可能な自然エネルギー

三月十九日の判決の日は、八年間に及ぶ口頭弁論の集大成で、よい判決が得られるものと確信して、大勢の人で喜び合いたいと傍聴券が十数名分しかないところを三百人以上の人が裁判所前に集まって判決を今か今かと待っていた。

三時をまわった時、出てきた垂れ幕は「不当判決」。

函館地方裁判所民事部浅岡千香子裁判長は「原告らの請求をいずれも棄却する」と読み上げた。判決骨子を異常な速さで読み上げる裁判長は異様だった。原告席で聞く私たちは言も聞き漏らすまいとしたが、頭の中は真つ白だった。一生懸命訴えかけてきたことが全く無視された。裁判長は次のように続けた。「原子力規制委員会は、福島原発事故後になされた被告電源開発の本件設置変更許可申請について現在審査中であるが、これまでの審査における検討はそのごく一部にとどまり、規制委員会の許可がなされる具体的な見通

しは全く立っていない状況といえるから、現時点で、本件原発につき重大な事故発生は具体的に危険性を直ちに認めることは困難である。加えて、原子力規制委員会設置法の制定及び原子炉等規制法の改正が行われた経緯等に鑑みると、発電用原子炉施設の安全性確保については、高度の科学的・専門技術的知見を有する規制委員会に原子炉に関する規制を一元的に担わせることによつて安全確保を期したものであつて、規制委員会以外の機関が安全性を審査することは予定していないと解される。したがつて、原発の安全性についての裁判所の審理、判断は、規制委員会がした調査審議及び判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきである。具体的には、現在の科学技術水準に照らして、規制委員会の審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か、あるいは、当該原子炉施設が同審査基準に適合するとの審議、判断に不合理な点があるか否か、という観点で審理、判断がされるべきである。現時点では、本件設置変更許可申請に対する規制委員会の安全審査及び処分は未だなされていないが、規制委員会が安全審査に用いる具体的な審査基準それ自体に不合理な点がある場合は、原則として規制委員会による適正な審査を期待

することができない上、本件設置変更許可申請における諸施設や設備の変更等もかかる不合理な審査基準を想定してなされたものと事実上推認されるから、本件原発が安全性を欠き重大な事故発生は具体的に危険性が否定できないものとして、その建設及び運転の差止めを認めるべきである。他方、それ以外の場合には、本件設置変更許可申請に対する規制委員会の安全審査及び処分が未だなされておらず、本件原発が運転を開始する具体的な目途も立っていない現時点において、本件原発に重大な事故発生は具体的に危険性があると認めることは困難であり、かつ、裁判所が規制委員会の審査に先立つて、安全性に係る具体的審査基準に適合するか否かについて審理判断をすべきではないから、裁判所が、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合しないとの理由で、本件原発の建設及び運転の差止めを命じることはできない。」さらに被告らに対する各慰謝料請求については、「本件原発は、改正原子炉等規制法の下で規制委員会の許可等を受けない限り、具体的、現実的に設置、運転される見込みはないところ、現時点において、本件設置変更許可申請に対する規制委員会の許可がなされる目途も立っており、重大事故の発生により放射性物質が本件敷地外に放出される具



体的危険性があるということとはできない。そうすると、原告らの主張する不安等の感情は、現時点においては、極めて抽象的なものにとどまり、社会通念上受忍限度を超えるものとはいえず、原告らに対する法律上保護されるべき法益侵害は未だ生じていないといわざるを得ない。」私たちは事故が起こる前に止めたたいと願つて訴訟を起こした。福島原発の事故が起き、人々の原発に対するイメージが相当変化したと思つていたので、こつこつ判決が出るとは思わなかった。司法に期待していた分、裏切られたと強く感じた。私たちは実験台ではないし、ふるさとを放射能で汚す恐れのある建物ではないんだ。

福島原発のような事故が起こらないためには、新たな原発は造つてはならない。原発政策を未だに推し進め続けようとしている人たちは福島原発の事故をどうに受け止めているのだろうか。核分裂による放射性物質の後始末は未だ確立されておらず、先送りし続けている。半減期の非常に長いものは、人類の文明の歴史をはるかに超える年月がかかるものもあり、後始末を子孫に押し付けるようなことになる。これまで、原発の定期点検などで作業をする人に被曝を押し付けてきた構図は、今福島の人たちのみならず、広範囲にわたつてホットスポットが存在し、多くの人々に影響を与えているし、これからも続く。電気は原発でなくても作り出せるし、今や持続可能なエネルギーに転換する時代に入っている。今回の判決は、私たちの主張してきたことに全く耳を貸さない、将来への希望を失わせるものだ。大間原発のような発電所を、私たちは後世の人たちに残したくないし、新たな核のゴミを作り出すことを拒否する。大間原発は建てさせない。三月二十八日、函館地方裁判所に、控訴状を提出した。これからも控訴審で大間原発の建設差止めを求めて、国と電源開発に訴え続ける。

～福島を忘れない・原発を動かさない～

泊原発を 再稼働 させない 3・1集会

アサー・ビナード節炸裂

賛同人 鎌花収実

泊原発を再稼働させない北海道連絡会が主催する「泊原発を再稼働させない3・1集会」が3月1日に悪天候の中で開催された。メイン講師は、アサー・ビナードさんだった。



話は、ニュージーランドの話から始まった。地震や火山の多さなど、日本と気候や自然環境の条件が似通っており、大いに参考になるとのこと。そのニュージーランドでは、ベースロード電源は地熱だ。原発の冷却塔に似た建物はいくつもあったものの、これは地熱発電所なのだそう。

日本に原発を持ちこんだのは、



中曽根元首相で、アサーさんは大嫌いだ、唯一好きな部分は、本当の事をしゃべってしまふことだとか。麻生現副総裁に似ていると(笑)。日本でも琵琶湖の近くに、冷却塔のある原発を作る案もあったものの、中曽根氏は「それでは、琵琶湖に放射能が溜まってしまふから」として断り、冷却塔を必要としない海沿いに多くの原発が作られた。初めての原発予算は235億円だったが、それはウラン235からとって根拠なく予算化されたものだった。

アサーさん曰く「日本は核保有国」だ。プルトニウムを作るための技術を保有しており、実際プルトニウム燃料を大量に持っている。これにロケットと弾頭を付ければ、すぐにでも核兵器が持てる状況だからだ。

続いて、話はピキニ事件・第五

福竜丸のことへ。考えてみれば、3月1日は3・1ピキニデー(1954年に日本漁船の第五福竜丸がアメリカ水爆実験に遭遇、死の灰を浴びた乗組員が亡くなった事件の記念日)である。

アサーさん曰く、軍事機密である水爆実験を目撃した彼らが、どうして消されなかったのか不思議だと。聞き取り取材をしてみると、マスコミで報じられない事実が浮かび上がった。久保山愛吉無線長が、核兵器に多少の知識があり、それが水爆と分かり、傍受される危険性が高い無線は打たずに、即座にその場を離れたことが、日本に帰れた理由だろうと。他の目撃漁船は、実際に消された例もあったらしい。

最後は、核兵器のない世界を目指すとした、オバマ前大統領の偽善ぶりへの徹底的な批判であった。アサーさんは、オバマ大統領の広島訪問時に同時通訳まで務めたが、オバマ前大統領は、核なき世界を言いながら、実際には核兵器の近代化・強化を進めてきたとして、激しく批判した。

事実、「核兵器のハイテク近代化」のためのZマシンを使った臨界前核実験を年に2回くらいはやってた。まだしも、トランプ現大統領の方が、騙さずに本音を言うので、マシだとか。一見善人ぶった巧妙な詐欺師こそ、批判されなくてはならない。

以上のような話を面白おかしく、

く、流暢な日本語で「くだらないダジャレ」「下品な冗談」「ブラック・ジョーク」とさえ言えるアサー節を交え、笑いを取りながら進めていく芸人ぶりには、感心するばかりだった。80年代以前の市民運動の世界では、こうした人が集いの講師になることは珍しかったのではないだろうか？

過去の市民運動は、上品・純粋・高尚を求め過ぎていたように思う。これが支持の広がりや欠いてきた理由の1つだろう。残念ながら、白河の清き流れに魚は住まない。不純さを全く許さない世の中を普通の人は敬遠する。こうした点を私たち市民運動はアサー・ビナードさんから学ばねばならぬ。



第二部は、上田文雄前札幌市長と川原茂雄札幌学院大学教授の掛け合い漫才のような漫談だった。

上田前市長は、市長になる前から核のゴミ処分問題などに関わっており、原発問題への関心が高かった。自身の札幌市長時代に3・11を経験し、しかも原発事故処理で、札幌の消防特殊部隊を送り込む市長命令を出す寸前までいった。自衛隊による核燃料プールへの注水で結果は命令を出さなかったが、それがためなら、上田市長が札幌から決死隊を出す決断をしなければならなかった。この話を私は初めて聞いた。



以上のように、話の中身は素晴らしいが、悪天候が影響し、会場には空席が多かった。それでも、あの猛吹雪の割にはよく参加していただいたように思う。これだけでも3・1集会開催の意義はあったと言える。

地域連絡会報告

泊原発廃炉の会・そらち

四月一日に総会を終えました。二十二名の参加者でしたが、総会後の交流会では「原発ゼロ法案」の説明や参加者の意見交流を行いました。

5年目を迎えた「そらち」の活動について、会員から忌憚のない意見を頂き、空知で泊原発を廃炉にする動きを広めていくためには、どのようなことが出来るか話し合いました。

電気の需要量や放出された放射性物質の状況、廃炉で出される低レベル・高レベル廃棄物の処理の問題、エネルギーの基本政策の転換、被曝労働者の問題、北海道知事の責任等、多くの問題点が話し合われました。

●チャルカの上映会を草の根で開催

●食物や土壌等の放射能の測定

●原発に依存しない生活の見直し等

自分たちが出来ることを実践することを確認しました。

三月二十日の廃炉をめざす会の報告集会で「あさこはうす」へのカンパを募りました。

二万円をあさこはうすに送金することができました。厚子さんがとても感謝していました。

「そらち」の総会でも熊谷厚子さんの現状をお話ししました。事故から四ヶ月を経過して体調も徐々に回復してきましたが、あさこはうすでの作業等には人手が必要です。これからも支援の輪を広めていきたいと思います。 幹事長 中川洋子



あさこはうすと
血染めのぬいぐるみ



事故の時、厚子さんが
身につけていたぬいぐるみ

十勝連絡会

前回この欄でお知らせした菅澤弁護士による講演会は2月25日に行われ、48名の方が参加しました。原発裁判の難しさとともに展望も語られ、今後の法廷への関心が広がりました。1名の方に入会していただきました。

3月11日には帯広駅南側で「原発ゼロの未来へ福島とともに」さよなら原発Nonukes十勝集会を、原発をなくす十勝連絡会と共催で行いました。当会の中村代表が新たに始まった泊原発再稼働に反対する署名の呼びかけを行った後、4人の会員がスピーチし原発ゼロ



への決意を語りました。最後は参加者で元気にコール。80数名の市民が集まりました。 十勝連絡会では、厳冬期を

北区の会

1月13日、北区の会では定例の会議後に新年会を行いました。定例の会議では話せない、会の活動分野以外の様々な分野の話もし、大いに交流することができました。また、会の活動の話題でも、くだけた雰囲気の中で通常の会議では出ない色々な意見を交換することができました。

一方、最近の通常の定例会では、新たな局面を迎えている泊原発廃炉訴訟、他団体と

の協力、署名活動の取り組み、イベントへの参加等について、共感したりぶつかったりしながら、なかなか緊張感のある雰囲気で中話し合っています。

1月から、定例の会議で各会員が原発関連の話題を持ち寄り話し合う時間を設けています。

この間、「独立した司法が原発訴訟と向き合う 原発訴訟の基礎知識」「ドイツのエネルギー事情はどうなっているのか」といった興味深い話題や資料が提供され、新たな知識や問題意識を与えられています。技術的側面が強い原発訴訟に技術の専門では

避けて4月から12月まで帯広駅南側で月2回程度署名アクションに取り組んでいます。4月7日には新しく始まった署名でシーズン最初のアクションに取り組みました。一時雪マークで、最高気温5度という予報も出ていましたが、当日は風もなく薄日がほんのり暖かい感じさえました。初日とあつて14名の会員が駆けつけ、みなさんの熱い気持ち伝わってきます。1時間の行動で、77筆を集約しました。170名ほどの会員ですので、一人10筆。プラスアルファで二十筆を目標に、今後も署名アクションに取り組みます。

事務局長・菅原哲也

ない裁判官が関わる時に起こる問題や、ドイツが再生可能エネルギーを普及させてきた経過、ドイツを参考にして札幌に住む私たちにも可能な行動などについて、有意義な交流を行っています。

3月初旬に、当会ではホームページに加えツイッターアカウントとフェイスブックページを新設しました。これにより、インターネット上において人々との接触の機会を増やし、会員増などにつなげていきたいと考えています。

平間健嗣

高橋知事に対し、公開質問状を提出

泊原発を再稼働させない北海道連絡会は、北海道知事に対して、昨年2回にわたり質問しましたが、回答は知事からではなく、関係部局職員からであったり、全く要領を得ない回答ばかりでした。北海道連絡会は2月22日に3度目の質問をしました。

知事からの回答がないが、北海道庁内におけるどこまでの稟議、決裁を経ているのか報告書等の添付を求めた

福島第一原発事故と同様な事故が北海道の泊原発で発生した場合の人的及び物的被害の予想やその内容、予想していなければその理由を明らかにするよう求めた

道民の6割近くが再稼働に反対している道民世論調査の結果から、この民意に応える道政を求めた

避難防災計画の具体的な内容について7項目にわたって回答を求める公開質問状(3回目)を道知事あてに提出し、知事名で回答するよう要請しました。

2018年2月22日
北海道知事 高橋はるみ 様
泊原発を再稼働させない北海道連絡会
代表 市川 守 弘

公開質問状(第3回)

私たち泊原発を再稼働させない北海道連絡会(以下「再稼働阻止連絡会」といいます)は、貴職に対して、昨年2回にわたり質問をいたしました。しかしながら、貴職からは全く要領を得ない回答ばかりで道民として非常に残念でなりません。そこで、再度、質問をいたします。

1 貴職からの回答がなぜないのか

昨年9月21日の関係部局職員からの回答では、「様々な団体から、ご質問やご意見をいただいているところ」「これまでも総務部危機対策局原子力安全対策課、経済産業振興局・エネルギー室から回答させていただいており」という理由で関係部局職員から回答する、となっており、そこで、端的に以下の質問をいたします。

- (1) 北海道知事は、私たちのこれまでの公開質問状に目を通しておられるのか否か
- (2) 毎回の関係部局職員からの回答は、知事自身が承知の内容なのか否か
この質問は、次の理由から生じるものです。
①回答書には「北海道知事 高橋はるみ」との記載も知事の職印の押印も
とから、貴職から関係部局職員が専決を受けているものではないこと
②関係部局職員の氏名が記載されているもの、関係部局職員の職印の押印も
ないことから、これら関係部局職員の個人的文書と思われること
③回答書には、「北海道の原子力安全対策並びにエネルギー政策に係る事務を
所管する当職から」としてあり、回答者はあくまで「当職」という個人である
こと
(3) 前項①から③の理由から、さらに次の質問をいたします。
(i) 回答書は、北海道庁内におけるどこまでの稟議、決裁を経ているのか、決裁印
が押印された当該稟議書の写を添付して明らかにされたい。
(ii) 北海道知事 高橋はるみ氏が、私たちの質問およびそれへの回答を承知して
いるとした場合は、関係職員から知事に対して提出されているであろう私たちの
公開質問状についての回答内容を明記した知事への報告書等を添付して明らか
にされたい。

原 安 第 1 3 2 7 号
平成30年 3月 7日

泊原発を再稼働させない北海道連絡会
代表 市川 守 弘 様

北海道総務部危機対策局 前川 清三郎
原子力安全対策課長 辻 井 宏文
危機対策課長 水口 伸生
北海道経済産業振興局 環境・エネルギー室 参事

公開質問状に対する回答について
平成30年2月22日付けの公開質問状については、北海道の原子力安全対策並びにエ
ネルギー政策に係る事務を所管する当職から別添のとおり回答いたします。

担当：原子力安全対策課企画防災 G：平田
危機対策課企画調整 G：津村
環境・エネルギー室エネルギー G：西岡

北海道は3月7日付で回答を寄せたが、回答は知事名でなく従来と同様、担当課長名と参事名であったばかりか、質問にまともに答えない項目や全く無視する項目など不誠実極まるものが多々あった。

泊原発を再稼働させない北海道連絡会加盟団体 (2018.3.27 現在)

泊原発の廃炉をめざす会	「みんなで元気な北海道」の会	日本国民救援会北海道本部
シャット泊	大間と私たち、未来につながる会	原発といのちを考える北広島市民の会
北海道の未来を拓く会	原発ゼロ・自然エネルギーの普及を考える恵庭市民の会	幌延問題を考える旭川市民の会
後志原発とエネルギーを考える会	行動する市民科学者の会・北海道	原発やめよう！登別の会
原発問題全道連絡会(原発連)	いばり怒れる女子会	反原発ジャーナリスト会議北海道
泊原発の廃炉をめざす会十勝連絡会	十勝自然保護協会	北海道高等学校教職員組合
ベクレルフリー北海道	北海道有機農業協同組合	護憲ネットワーク北海道
市民自治をつくる会	脱原発をめざす女たちの会・北海道	サヨナラ原発(けいじ)ばん
泊原発の廃炉をめざす札幌北区の会	いしかり葎の会	大雪と石狩の自然を守る会
脱原発子どもたちを放射能から守ろう!!江別実行委員会	北海道労働組合総連合(道労連)	北海道パレスチナ医療奉仕団
原発なしで暮らしたい市民の会・室蘭	生活クラブ生活協同組合	北海道自然保護協会
北海道のエネルギーの未来を考える10000人の会	道民視察団	北海道自然保護連合
青年法律家協会北海道支部	地方自治を考える市民の会	核戦争に反対する北海道医師・歯科医師の会
自由法曹団北海道支部	脱原発をめざす北電株主の会	平和っていいね！手稲区民の会
さっぽろ市民放射能測定所 はかーる・さっぽろ	脱原発・自然エネルギーをすすめる苫小牧の会	原発問題後志住民の会
日本科学者会議北海道支部(JSA北海道支部)	脱原発ネット釧路	日本キリスト教団新発寒教会
北海道アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会(北海道 AALA)	カトリック札幌地区正義と平和協議会	日本キリスト教団北海教区宣教部
泊原発の安全と安心を求める会	ポラン広場北海道	平和部門委員会
泊原発を止める会	原発をなくす十勝連絡会	石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会
苫小牧の自然を守る会	第9条の会・オーバー北海道	かみしほろ5000本のひまわりの会
	改憲阻止！労働者・市民行動	福島原発刑事訴訟支援団・北海道

原子力防災訓練参観に同行して 道民視察団 黒田 伸(ジャーナリスト)

「疑問だらけの厳冬期の避難訓練」

暴風雪時に重大事故が起きたことを想定した北海道原子力防災訓練が2月8日、原発から30キロ圏内の後志管内13町村と避難所がある受け入れ先の周辺自治体で行われました。道内や道外の自治体から招かれた数十人の乗る大型バスを札幌から追って、訓練の現場を見ましたが、疑問だらけでした。



厳冬期に30キロ圏内の住民が一時避難する大規模な訓練は初めて。2月5日には共和町のオフサイトセンターを中心とした情報収集や意思決定の訓練が行われ、3日後に住民避難を中心とした実動訓練が行われました。

最初に訪れたのが、蘭越町の地区ふれあいセンター。玄関前は数メートルの高さの雪で扉が埋まっています。消防車が到着し白い防塵服を着た数人の隊員が素早い動作で雪を掘り進み、6、7分で通路を確保、男性が中から救出されました。原子力防災に限った

特殊な作業ではなく、訓練を見せるまでもないでしょう。

次に向かったのが蘭越町民センター。「屋内退避が困難な場合の対応・住民避難訓練」という設定で、集会所には10人ほどの町民がパイプ椅子に座っていました。館内に緊急放送が流れます。「泊発電所3号機でアークが発生し、施設、敷地緊急事態となりました。国から蘭越町を含むUPZ圏内の町村に対し、泊発電所の事態の発展にそなえ、屋内退避を準備するよう要請がありました」

北電に気を使った表現や役所用語が多過ぎます。「アーク(放電)が発生し」と言ったり、「事態の発展」と言ったり。また「UPZ圏内」などの専門用語は避けるべきでしょう。ちなみに「EPZ」とも聞こえました。



次に寿都町での甲状腺被ばくを防ぐ安定ヨウ素剤の緊急配布訓練。集会所に避難した30人ほどの住民が医師の問診を受けました。ヨウ素剤はアレルギー体質や過敏症の人に対して、じんま疹や呼吸困難などを引き起こすことがあり、ひとりずつ問診票を配布して服用不適格者であるかないかをチェックしました。驚くほど項目が多く、緊急時に内容が理解できるとは思えません。対象となる住民にはあらかじめ調査するなど別の方法をとるべきです。問診開始からヨウ素剤配布まで



1人約5分。北海道は「1時間で千人への配布」を想定しているといいますが。その根拠を知りたいものです。

お知らせ

第25回 口頭弁論

2018年6月19日(火) 14:00~

札幌地裁(札幌市中央区大通西11丁目)

集合 13:10 大通公園西11丁目

集会 13:50~ 傍聴抽選に外れた人対象

報告会 口頭弁論終了後~16:00

会場 北海道高等学校教職員センター
(札幌市中央区大通西12丁目)

泊原発の廃炉をめざす会 活動報告会

日時 2018年5月26日(土) 13:00(開場)~16:30

場所 北海道高校教職員センター(札幌市中央区大通西12丁目)

第一部 13:15~14:15(一般公開)

講演 放射線の健康被害を正しく知る

西尾正道・国立病院機構 北海道がんセンター名誉院長

第二部 14:25~15:30 活動報告会

(たくさんの会員の皆さまの参加をお願いします)

第三部 15:30~16:30 地域連絡会意見交換会

(会員の皆さまによる意見交換・交流など)